

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答

事業名:国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業

「国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する質問回答書

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	記載されている、「道路附属物等（道路照明、防護柵、距離標、縁石等）」に含まれており、移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記以外の構造物（側溝の改修）および付属物については、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	本事業を実施する上で移設が必要となった道路附属物等については、本事業の対象とします。
2	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物について、「排水構造物、案内標識」は、「道路附属物等（道路照明、防護柵、距離標、縁石等）」に含まれており、詳細設計により移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 協議の上、必要に応じて変更の対象とします。
3	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の概要	イ（ア）b「詳細設計業務（電線共同溝修正設計など）」と記載がありますが、電線共同溝修正設計の他に、道路詳細設計、照明詳細設計なども当初工程に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「詳細設計業務」には、道路詳細設計は予定しておりません。但し、照明詳細設計は含まれます。
4	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の概要	イ（エ）b「本施設の所有権移転業務」と記載がありますが、これは工事業務完了に伴う国への引渡し（所有権移転）手続きという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の概要	別紙2-1と照らし合わせると、詳細設計には、道路設計は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	3	第1	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、九州地方整備局と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和28年3月31日までの約21年間を予定する。」と記載がありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能であり、この場合、一時中止の期間は事業期間が延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	一時中止に関する手続きは可能とすることを予定しておりますが、これによる事業期間の延長については、九州地方整備局と協議の上、決定することとします。詳細は入札公告時に示します。
7	実施方針	3	第1	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、九州地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和28年3月31日までの約21年間を予定する。」と記載がありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 ①設計業務、工事業務の短縮が図られた場合、事業期間の終了日は前倒しされる。 ②設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒しした場合、割賦方式による支払いも前倒しされる。 ③事業者が帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能である。 ④事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。	①②は実施方針に記載のとおりとします。 ③④は入札公告時に示します。
8	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	設計・工事期間についての記載がありませんが、予定価格算出の際に設定した設計期間については、入札公告で提示されるという理解でよろしいでしょうか。 また、例えば路線起点側半分の設計業務を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、路線終点側の設計業務を引続き実施する等といった業務期間短縮は可能という理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
9	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	設計・工事期間についての記載がありませんが、予定価格算出の際に設定した設計期間については、入札公告で提示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	4	第1	1	(10)	事業者の支払	イ「維持管理業務に係る対価」について、令和16年度から令和27年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省の単品スライド条項」で設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。 また、維持管理業務は長期にわたるので、複数回の物価スライドは認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
11	実施方針	8	第2章	3		民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	表で示されたスケジュールが、8月19日に貴局報道発表資料「「国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業の実施に関する方針」を公表します」の3ページ目、7.今後のスケジュール（予定）と異なっておりますが、実施方針に記載のスケジュールが正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	17 【13】	第2	6 【5】	(3)	設計企業の参加資格要件	⑤「参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。」とありますが、配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、同等の資格及び実績を有する技術者に変更することを担当部局まで通知することで、辞退を回避することは可能でしょうか。	第一次審査書類提出後の配置予定技術者の変更は認めません。 なお、提案書の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合で九州地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではありません。 実施方針に記載のとおりとします。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
13	実施方針	14	第2	5	(4)イ(ウ)	工事企業の参加要件	「但し、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。」と記載されていますが、 ①工事業務を複数の工事企業で構成することが可能 ②複数の工事企業が特定JVを構成することが可能 ③②で結成した特定JVのうち、1社が工事実績要件を満たせばよい 上記3点はすべて正しいとの理解でよろしいでしょうか。 また、①のように工事業務を複数の企業が担務する場合、くわえて②のように複数の企業が特定JVを組成して工事企業となる場合において、それぞれの企業に資本関係、人的関係があつても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②③について、応募者の参加資格要件については、実施方針に記載のとおりです。このため、特定建設工事共同企業体は応募者になりえません。 後段についても実施方針に記載の通りです。
14	実施方針	14	第2	5	(4)イ	工事企業の参加要件	工事企業の参加要件のひとつとして工事実績が (ア)電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績 (イ)供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で、交通規制を伴う工事の施工実績 と記載されていますが、無電柱化に伴う引込管・連系管・連系設備工事等、本体工事を含まないものであつても実績として有効との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	16	第2章	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「イ平成21年度以降に元請として完了した、道路工事に関する工事監督支援業務(発注機関は問わない。)の実績を有すること。」とありますが、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化に関連する工事(道路管理者からの委託工事を含む)を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	17	第2章	5	(7)	維持管理企業の参加資格要件	「イ平成21年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	17	第2章	5	(7)	維持管理企業の参加資格要件	「イ平成21年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること」とありますが、公益事業者が道路に設置している構造物の維持管理についても本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	実施方針に記載のとおりとし、公益事業者による発注業務の実績は認めません。
18	実施方針	20	第4	1	(2)	本施設の概要	道路付属施設について、「防護柵、距離標、縁石」と記載がありますが、その他道路標識・バス停施設(上屋等)等は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、九州地方整備局と協議の上、決定することとします。
19	実施方針	20	第4	1	(2)	本施設の概要	本施設の構成として「引込管(電力管路、通信管路)」の記載がありますが、民地部の引込設備は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	21	第4	1	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設のうち、事業者が設計をおこなうものは、交通管理者に係るもの(信号・感知器)であり、道路管理者外の地下埋設物は設計対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	32	(別紙2-1)			事業対象区域図(設計業務・工事業務)	事業対象区域図(設計業務)について、電線共同溝の路線指定は確定しておりますでしょうか?確定されておりましたら、指定範囲をご教示願います。また、隣接工区において別途合意路線等はありませんでしょうか。	道路指定済みであり、範囲は熊本県熊本市北区大窪～熊本県熊本市北区高平です。また、隣接工区に合意路線はありません。
22	実施方針	34	別紙3		番号12	リスク分担表	上記以外の法令変更又は新設による増加費用で事業者に「○」が記載されていますが、法令変更又は新設への事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	リスク分担表のとおりですが、いずれに該当するか事業契約書に基づき合理性を踏まえ、協議の上決定します。
23	実施方針	35	別紙3	13, 14		不可抗力リスク	「不可抗力リスク」とは、具体的にどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
24	実施方針	35	別紙3		番号13 14	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○△」が記載されていますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
25	実施方針	35	別紙3		番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、既に実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(波及されない)との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
26	実施方針	35	別紙3		番号16	リスク分担表	法令の変更又は新設、税率の変更とあり、事業者負担に「○」が記載されていますが、法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定されているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
27	実施方針	36	別紙3	20		住民運動に関するリスク	「住民運動に関するリスク」の項目がありますが、無電柱化事業を進めるにあたり、住民等への事前説明を実施した結果、反対運動等の実績があればご教示願います。	対象地区での実績はありません。
28	実施方針	36	別紙3		番号20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、合理的な範囲内については、国が負担、その他については、事業者が負担との説明がありますが、その他とは、何を想定されているかご教示願います。	要求水準書（案）第2章 6.（2）事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務の範囲内を想定しています。また、国の提示条件については国が負担しますが、事業者の提案内容に関して発生する住民団体等の反対運動については、事業者の負担となります。
29	実施方針	36	別紙3		番号26 27	リスク分担表	番号26で国の帰責事由、番号27で事業者の帰責事由による設計変更による記載がありますが、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
30	実施方針	36	別紙3	28		設計変更に関するリスク	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、協議の上、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	実施方針	37	別紙3		番号39	リスク分担表	災害防止等のための臨機処置において、説明でその他事業者が負担するものとして、何を想定されているかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
32	実施方針	37	別紙3	43		部分使用による損害リスク	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分的な引渡しもありえるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
33	実施方針	37	別紙3		番号45	リスク分担表	物価上昇リスクで、事業者負担に「△」となっていますが、事業者との協議とは、どのような場合を想定されているかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
34	実施方針	38	別紙3	61		契約解除リスク	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力について番号13、14の以外を起因とする契約解除とはどのようなものを想定されていますか。	詳細は入札公告時に示します。
35	実施方針	37	別紙3	62		契約解除リスク	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
36	要求水準書（案）	1	第1	3		要求水準の変更	協議の上において、要求水準の変更をされる場合、変更に伴い、費用が増減する場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書（案）	1	第1	5		整備対象施設	整備対象施設に「イ道路（車道、歩道等）」とありますが、当事業範囲内の橋梁・函渠等横断構造物について、当事業と同時期に実施する改築または補修計画の有無についてご教授ください。	現時点での予定はありません。
38	要求水準書（案）	2	第1	8	(1)	設計業務	ア「必要に応じて現況測量」とありますが、「熊本管内電線共同溝詳細設計等」にて現況測量を実施済との理解でよろしいでしょうか。貸与いただく測量資料が不足しており、現況測量等を事業者が実施する場合、その必要性を認めていただくことによって契約変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また、BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われま。地上レーザー測量・点群測量のデータの貸与がない場合、本事業の中で設計変更にて対応いただける理解でよろしいでしょうか。	現地測量は実施済です。測量資料が不足している場合は、協議の上、必要に応じて契約の対象とします。また、BIM/CIM実施のための測量等については、協議の上、契約変更の対象とします。
39	要求水準書（案）	4	第1	12		適用基準	記載以外の適用すべき基準として、熊本河川国道事務所で定められている電線共同溝、道路附属物に関する整備基準や、公安委員会、占用企業と取り決めている基準があればご教示ください。また、ある場合は事業提案作成にあたって公開下さい。	公安委員会、占用企業と取り決めている基準等はありません。
40	要求水準書（案）	6	第1	13	(3) (a)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。」とありますが、道路附属物（道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識等）が支障とならない場合でも、美観、景観計画などにより、国と協議のうえ解体撤去、復旧、移設することが合理的と考えられる場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。協議の上、必要に応じて変更の対象とします。
41	要求水準書（案）	6	第1	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	a)「解体撤去、復旧対象施設」として「車道及び歩道（路盤、舗装）」とありますが、既設の排水構造物等（側溝や歩車道境界ブロック）は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、九州地方整備局と協議の上、決定することとします。
42	要求水準書（案）	6	第1	13	(3) (b)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設で道路管理者の情報ボックスの移設工事が発生した場合は、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、極力情報ボックスの移設を行わないように計画し、協議の上決定することとします。
43	要求水準書（案）	9	第2章	1	(9)	土地への立ち入り等	「植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする」とありますが、業務遂行に必要な場合は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰す損失の場合、事業者負担となります。当該土地への立ち入りが真に必要な場合は、協議の上、契約変更の対象とします。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
44	要求水準書(案)	12	第2章	4		事前調査業務	「必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い」とありますが、業務遂行に必要な場合は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	要求水準書(案)	13	第2	4	(2)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可とします。
46	要求水準書(案)	13	第2章	4	(2)	試掘調査	ア「地元、警察等との協議の結果、または現場条件等により変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議のうえ、契約変更の対象とする。」とあるが、第3章工事業務による交通誘導員の配置についても契約変更の対象とするという理解でよろしいでしょうか。	協議の上、必要に応じて契約変更の対象とします。
47	要求水準書(案)	14	第2	5	(2)	設計条件の整理	イ(ア)「景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式」に関して、本事業に景観設計が含まれていると考えて良いでしょうか？また、景観整備について、熊本河川国道事務所の方針があれば教えてください。	景観設計は含まれません。
48	要求水準書(案)	14	第2	5	(2)	設計条件の整理	イ(イ)「道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項」に関して、道路路将来計画があるとの理解でよろしいでしょうか。将来計画がある場合、その計画をご教えてください。	現時点では、想定している道路計画はありません。ただし、設計業務期間中に将来の道路計画が判明し、これを設計に反映させる必要があると認められるときは、協議により契約変更の対象とします。
49	要求水準書(案)	15	第2	5	(3)	電線共同溝	事業区間に、函渠を横断する区間があります。推進工法は詳細設計済みとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
50	要求水準書(案)	15	第2	6	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	現時点で当路線の地中化事業について、地元住民及び自治体等の合意は得られているという理解で宜しいでしょうか？	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
51	要求水準書(案)	15	第2	6	(3)	家屋調査等	「事業者は、電線共同溝の施工位置と影響範囲を現地確認した上で、必要に応じて、「九州～」に基づき家屋調査を行うものとする。」とありますが、調査に関する計画を「設計企業」が担い、調査は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	要求水準書(案)に記載の仕様書を満足すれば、可とします。
52	要求水準書(案)	16	第2	6	(4)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	現時点で当路線の地中化事業について、占用業者等の計画合意は得られているという理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
53	要求水準書(案)	17	第3章	1	(2)	業務の条件	シ「建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする」とありますが、遅延理由が関係諸官庁に起因する場合は、「事業者がその責めを負うものではない」との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。個別の案件については事業契約書に基づき協議の上決定します。
54	要求水準書(案)	18	第3	1	(5)イ(7)	技術者の専任 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	工事開始から、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)については、九州地方整備局と事業者とお間で書面により、明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない」とありますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	要求水準書(案)	18	第3章	1	(5)	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	ア「契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。」とありますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	要求水準書(案)	23 ～ 25	第3	2	(1) ～ (4)	ICT活用工事について	舗装工での施工適用を考えているが、舗装本復旧は、ICT工事実績のある舗装専門会社での施工実施を考えていますが、よろしいでしょうか？	問題ありません。また、ICT施工の有無については、協議の上、決定することとします。
57	要求水準書(案)	28	第3	4	(1)イ(カ)	工程関係	ただし残土処理工の一部については、昼間施工としているとありますが、ここでの一部とは、夜間仮置き場からの最終処分場との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、最終処分場ではなく、他工事へ流用を計画しています。
58	要求水準書(案)	29	第3	4	(2)ケ(イ)	その他	在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事にて使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すとなりますが、当初より運搬費用については、計上されているとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
59	要求水準書(案)	29	第3	4	(2)ケ(ウ)	その他	本工事において、再利用できない鋼製の発生品が生じた場合、価値のない場合は本工事にて処分する。なお、この場合契約変更の対象とするとなりますが、再生処分費用と運搬費用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
60	要求水準書(案)	30	第3	4	(3)エ	シリンダー錠ロック構造付き蓋	蓋の中央部へのシンボルマークの記載がありませんが、別途指定されるとの理解でよろしいでしょうか。また、イでセキュリティ対策については、適切な時期に九州地方整備局と協議し、対策を実施するとありますが、対策にかかる費用等については、契約変更の対象とされるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、通信用は当初より対策費用込みの材料単価となっております。電力用については、二重蓋を計画し、計上しています。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
61	要求水準書（案）	31	第3	4	(4)	推進工	a) 「推進工については鋼製管推進工法を想定しているが」とありますが、施工箇所及び工法選定に関わる資料を開示して頂くことは可能でしょうか。	令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務の成果品にて確認をお願いします。
62	要求水準書（案）	35	第3	4	(11)	道路照明設備	「道路照明設備」について、本事業にはケーブル配線工事は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ケーブル配線工事は含まれます。
63	要求水準書（案）	36	第3	4	(12)	通信設備	「光ケーブル配線（地中管内配線及び架空配線）」について、道路管理者用ケーブル（移設を含む）を対象とし、占有者のケーブルは対象外との理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
64	要求水準書（案）	37	第3	4	(18)c) 【(13)c)】	品質証明の提出	また、第三者による品質証明員を配置した場合は、品質証明員の配置はしなくてもよい。とありますが、第三者とは本工事の専任の主任（監理）技術者を含めてもよいと理解してよろしいでしょうか。	発注者及び施工者以外の第三者となりますので、ご質問の内容では不可となります。
65	要求水準書（案）	37	第3	4	(14) b)	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置するものとするがありますが、配置人数等の変更が生じた場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 協議の上、必要に応じて契約変更の対象とします。
66	要求水準書（案）	41	第3	4	(18) a) ア	再生資源	再生加熱AS 混合物密粒13mmTOPの摘要で歩道部（表層）[仮復旧]と記載されていますが、本工事で本復旧は対象外との理解でよろしいでしょうか。	本復旧は本事業の対象となります。詳細は入札公告時に示します。
67	要求水準書（案）	47	第6章	1	(1)	一般事項	ウ「維持管理業務に係わる調整業務」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	水道、ガス工事の近接工事により関係者より立会を求められた場合、対応は必要となります。
68	要求水準書（案）	47	第6章	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで契約変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業」実施方針等に関する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・電線共同溝（道路法第2条第2項9号に定める電線共同溝（道路の附属物）） ・道路（車道、歩道等） ・道路附属物等（道路照明、防護柵、距離標、緑石等）	ご意見として承りました。
2	実施方針	4	第1章	1	(10)	事業者への支払い	アイ「対価について、国への所有権移転後、令和16年度から令和27年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同程度（9年）を要望します。	ご意見として承りましたが、割賦払い期間は変更しません。
3	実施方針	16	第2章	5	(7)	維持管理企業の参加資格要件	「イ平成21年度以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること」とありますが、公益民間事業者が道路に占用している地下構造物の維持管理についても本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。	公益民間事業者による道路構造物の保守点検に関する業務の実績は認めません。
4	実施方針	23	第6章	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	(1) エで「九州地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とありますが、(2) ウと同様「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、九州地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。」という記述の追加をお願いします。	ご意見として承りました。
5	実施方針	34	別紙3	5, 6		金利変動リスク	「事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡日以前）に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。12年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として承りました。
6	実施方針	34	別紙3	6		金利変動リスク	本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。 「基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、12年後の金利は予測不可能であり、事業者のみが負担することは多大な不利益を被ることも想定されるため、事業者と国が負担し合うことが必要と考えますが、どのようにお考えかご教示願います。	本事業は、事業者の資金調達方法について国は関与せず、事業者は自らの判断で資金調達していただくことを想定した事業スキームです。よって、当該リスクは事業者が負担するものとしており、リスク分担表に記載の通りとします。
7	実施方針	-	-	-	-	-	設計業務に関してテクリス登録ができるようお取り計らいください。	ご意見として承りました。
8	別紙3	34	別紙3	11		法令変更リスク	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるように記載をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
9	別紙3	34	別紙3	12		法令変更リスク	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするようお願いいたします。	詳細は入札公告時に示します。
10	別紙3	36	別紙3	21		住民運動に関するリスク	「電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者のみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願いいたします。	リスク分担表に記載の通りとします。
11	別紙3	36	別紙3	33		環境対策リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更をお願いします。また、次番号に「国または事業者以外の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用」を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願いいたします。	リスク分担表に記載の通りとします。
12	別紙3	37	別紙3	42		第三者への損害リスク	「その他国の帰責事由以外で」を「その他事業者の帰責事由で」に変更をお願いします。	リスク分担表に記載の通りとします。
13	別紙3	38	別紙3	49		第三者への損害リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更をお願いします。また、次番号に「国または事業者以外の帰責事由により維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願いいたします。	リスク分担表に記載の通りとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
14	別紙3	38	別紙3	61		契約解除リスク	「不可抗力に起因する契約解除」について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国側の負担と考えます。分担表の事業者欄の「○」表記削除をお願いします。	リスク分担表は変更いたしません。 なお、公共工事標準請負契約約款でも不可抗力による費用は、定められた範囲内において受注者も負担することとしております。よって、本事業においても同様とし、詳細は入札公告時に示します。
15	別紙3	37	別紙3	62		契約解除リスク	「法令変更に起因する契約解除」について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の「○」表記削除をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
16	要求水準書（案）	15	第2章	5	(3)	電線共同溝	ア 特殊部にて「地上機器については～」とありますが、地上機器だけでなく、その他特殊部についても適用されると考えるため、「地上機器及び特殊部については」に変更をお願いします。	ご意見として承りました。
17	-	-	-	-		-	他の電線共同溝PFI事業においては国債金利を採用していますが、事業者が借入する場合は民間金融機関（長期プライムレート）からの借入となるため、基準金利に差が生じています。民間金融機関の基準金利にあわせていただきますようご検討お願い致します。	ご意見として承りました。